

# 居宅介護支援重要事項説明書

＜令和6年9月1日現在＞

サービスの提供開始にあたり、当事業所が説明すべき重要事項は次のとおりです。

## 1. 事業者（法人）の概要

事業者(法人)名称	医療法人 仁寿会
事業者所在地	徳島市北島田町1丁目160番地2
電話番号	088-632-7777
代表者(職名・氏名)	理事長 清水 輝記

## 2. 事業所の概要

事業所名	在宅ケアサポート ファミリー
事業所所在地	徳島市南庄町2丁目25-1
電話番号	088-632-7777 (FAX 088-632-1133)
事業所番号	3670106156
通常の事業実施地域	徳島県内全域

## 3. 事業の目的と運営の方針

事業の目的	利用者に対して介護保険法等関係法令及びこの契約書に従い居宅サービス計画の作成を支援し、各種の居宅サービス等の提供が確保されるようサービス事業所との連絡調整その他の便宜を図りながら適切な居宅介護支援を提供することを目的とします。
運営の方針	①介護支援専門員は、要介護者の心身の特性を踏まえて可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むために、適切な居宅サービス、保健医療サービス及び福祉サービスが総合的かつ効率的に提供されるよう援助を行います。 ②利用者の意思を尊重し提供される居宅サービスが特定の種類、特定の事業者に不当に偏することのないよう公正中立に事業を行います。

## 4. 事業所の職員体制

職種	業務内容	人員
管理者 賀好喜代 (主任介護支援専門員)	①従業者の管理及び利用申込に係る調整、業務の実施状況の把握、その他の管理を一元的に行う。 ②法令等の規定を遵守させるため必要な指示命令を行う。	1名
介護支援専門員	居宅介護支援サービス等に係る業務を行う	5名以上

## 5. 営業日及び営業時間

営業日	月曜日～土曜日（日・祝日、12/31～1/3を除く）
営業時間	午前8時30分～午後5時30分

\* 24時間電話対応体制にて介護支援専門員が適切に対応します。

## 6. 居宅介護支援のサービス提供と内容

内 容	提供方法や留意事項
利用申込時の説明と同意	支援の提供開始に際し、あらかじめ利用者又は家族に重要事項を記した文書を交付して説明同意を得ます。 申出があった場合は、ケアプランや重要事項等を文書の交付に代えて電磁的方法による対応を可能とします。
サービスの選択と同意	複数のサービス事業者の紹介を求めるることができます。 また、計画書に位置付けたサービス事業者の選定理由の説明を求めるることができます。利用者又は家族の自由な選択を尊重し特定の事業者のみを計画に位置付けないようにします。
ケアマネジメントの公正中立の確保	以下について説明し同意を得るように努めます。 ①前6か月間に作成したケアプランにおける訪問介護、通所介護 地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービス割合 ②前6か月間に作成したケアプランに位置付けた訪問介護、通所 介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスの提 供回数のうち同一事業所によって提供された割合
居宅サービス計画 作成・交付	①居宅を訪問し利用者及び家族に面接して情報を収集し解決すべき課題を把握分析します。 ②医療系サービスを希望した場合は、利用者の同意を得て意見を求めた主治医等に対しケアプランを交付します。 ③提供されるサービスの目標、達成時期、サービスを提供するうえでの留意点等記載した居宅サービス計画書原案を作成し利用者及び家族に説明し同意を得て交付します。 ④利用料についても説明し文書による同意を受けます。
利用者状況、サービス実施状況の把握	介護支援専門員は、少なくとも月に1回は利用者の居宅を訪問し本人、家族と面談しサービス内容が適切か確認を行い記録します。
相談業務	介護認定を受けていない場合は、意向を確認し速やかに申請を行い、要介護更新申請の場合は、遅くとも有効期間が終了する30日前には手続等の支援を行います。
関係機関との各種会議等	①通常のケアプランよりかけ離れた回数の訪問介護(生活援助中心型)を位置づける場合は、市町村にケアプランを届け地域ケア会議の開催等によりケアプランの適正検証を行います。 ②サービス担当者会議等において利用者の同意を得たうえでテレビ電話等を活用し実施する場合があります。

## 7. 利用料及びその他の費用

### (1) 利用料金

居宅介護支援の実施に際しての利用料金は「別紙1」のとおりです。介護保険適用となる場合は、利用者負担はありません。ただし、保険料の滞納等により給付制限が行われている場合は一旦利用料金を自己負担いただきます。当事業所からサービス提供証明書を発行いたしますので後日保険者担当課に提出しますと払戻を受けることができます。

### (2) 交通費

通常の実施地域、及び実施地域外にかかわらず移動に要した交通費の請求はありません。

## 8. 介護支援専門員の交代

### (1) 利用者からの交代の申し出

選任された介護支援専門員の交代を希望する場合は、当該介護支援専門員が業務上不適当と認められる事情、その他交代を希望する理由を明らかにして事業所に対して交代を申し出ることができます。ただし、利用者から特定の介護支援専門員の指名はできません。

### (2) 事業者からの介護支援専門員の交代

事業者の都合により介護支援専門員を交代することがあります。その場合は、利用者及び家族に対してサービス利用上の不利益が生じないよう十分に配慮するものとします。

## 9. 身分証携行義務

介護支援専門員は、常に身分証を携行し、初回訪問時及び利用者又は家族から提示を求められたときはいつでも身分証を提示します。

## 10. 主治の医師及び医療機関等との連携

事業所は、利用者の主治の医師又は関係医療機関との間において、利用者の疾患に対する対応を円滑に行うために、疾患に関する情報について必要に応じて連絡をとらせていただきます。そのために入院、受診時等には、事業所名、担当介護支援専門員の名前をお伝えいただきますようお願いいたします。（医療保険証、お薬手帳等に介護支援専門員の名刺を添付するなどの対応をお願いします）

## 11. 虐待防止について

事業所は、利用者的人権の擁護・虐待の防止等のため、次に掲げる必要な措置を講じます。

- ①虐待の発生または再発を防止するための指針を整備します。
- ②従業者に虐待防止のための研修を定期的に実施します。
- ③虐待防止に関する責任者を選定しています。
- ④成年後見制度の利用を支援しています。
- ⑤虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに市町村に通知します。

虐待防止に関する責任者

管理部長 吉田 富美代

## 12. ハラスメント対策

- (1) 雇用分野における男女の均等な機会及び待遇の確保、労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用安定、職業生活の充実等の規定に基づき、働きやすい環境づくりを目指し、セクシャルハラスメントやパワーハラスメントの防止のため雇用管理上の措置を講じます。
- (2) 利用者及び家族はサービス利用にあたって次の行為を禁止します。
  - ①介護支援専門員に対する身体的暴力（直接的、間接的を問わず危害を及ぼす行為）
  - ②介護支援専門員その他従業者に対する精神的暴力（尊厳や人格を言葉、態度によって傷つけたりおとしめたりする行為）
  - ③介護支援専門員その他の従業者に対するセクシャルハラスメント（意に添わない性的誘いかけ、好意的態度の要求、性的な嫌がらせ行為等）

## 13. 業務継続計画の策定

事業所は、感染症や非常災害発生時において利用者に対する居宅介護支援事業の提供を継続的に実施するため及び非常時の体制での早期の業務再開を図るための計画を策定し、業務継続計画に必要な措置を講じます。介護支援専門員に対し業務継続計画を周知し必要な研修、訓練を定期的に実施します。

## 14. 感染症の予防及びまん延防止のための措置

事業所は、感染症が発生した際の予防、まん延防止のために次の事項に掲げる措置を講じます。

- ①事業所における感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話等を活用して行うことができる)を、おおむね6か月に1回以上開催します。その結果を介護支援専門員に周知します。
- ②事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備します。
- ③介護支援専門員に対し感染症の予防及びまん延防止のため研修、訓練を定期的に実施します

## 15. 事故発生時の対応

利用者に対する居宅介護支援の提供により事故が発生した場合は、速やかに利用者の家族、市町村等に連絡を行うとともに必要な措置を講じます。ただし、当該事故の発生につき利用者側に重過失がある場合は、損害賠償の額を減じる場合があります。

事業所は、万一の事故発生に備えて日新火災海上保険(株)に加入しています。

## 16. 個人情報の取扱について

利用者及び家族の情報については別紙に記載するところにより必要最低限の範囲で使用することとし、予め文書で同意を得ない限り用いません。

使用する期間は、契約締結日から契約終了日までとします。

## 17. 秘密の保持

事業所の介護支援専門員及び従業者は、サービスを提供するうえで知り得た利用者及び家族に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は契約終了後も同様です。

## 18. 苦情相談窓口

事業所窓口 苦情相談担当：管理者	8:30 ~ 17:30 〔土、日、祝日〕 12/31~1/3 を除く	TEL 088-632-7777 FAX 088-632-1133
徳島市健康福祉部 高齢介護課	8:30 ~ 17:00 〔土、日、祝日〕 12/29~1/3 を除く	TEL 088-621-5585 FAX 088-624-0961
徳島県国民健康保険 団体連合会	8:30 ~ 17:00 〔土、日、祝日〕 12/29~1/3 を除く	TEL 088-665-7205 FAX 088-666-0228

令和 年 月 日

事業者は、利用者への居宅介護支援の提供開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明、個人情報の取り扱いについて説明を行いました。

医療法人 仁寿会  
事業者 在宅ケアサポート ファミリー

説明者 介護支援専門員：

私は、サービス提供開始に際し、事業者より重要事項、個人情報利用目的について説明を受け、確認、同意しました。

(利用者)

氏名

---

代筆

(続柄： )

(代理人)

氏名

(続柄： )

(家族の代表)

氏名

(続柄： )